



テクノファNEWS

ISO14001 規格改訂のポイント

ISO/TC207/SC1/WG1 エキスパート 寺田 博氏

昨年11月15日、ISO 14001 規格 2004年改訂版が発行された。組織は2004年版への移行に当たって的確な対応をしなければならない。テクノファは、改訂メンバーとして参加されたEMS ジャパン顧問・寺田 博氏より表題のご講演を頂いた。その中から改訂の意図と留意点の骨子をご紹介します。

今回の改訂審議の過程で議論が多かったところを中心に背景、主旨を説明したい。本日の話の内容も含まれるが、今迄14001にはなかった解説版が付くことになった。

ご承知の方もいるだろうが、規格審議委員会小委員会は規格協会のホームページに、今改訂に関する見解を掲載している。その中で次の3つのポイントが述べられている。

1. 適用範囲を決定し環境側面をしっかりとマネージすること。
2. 管理は難しいが「影響を及ぼし得る環境側面」の取扱いをしっかりとやって欲しいこと。
3. 法的要求事項は従来もあったが、手順や順守評価が強化されているので注意すること。

移行スケジュールはJAB ホームページをご覧ください。改訂に伴う審査員教育については、近々CEARから公式見解が出されるだろう。

さて規格の構成は9001と14001ではガラッと違う。用語も定義の中身も違う。統一を目指して作業を進めたが、現体制では精一杯のところである。しかしながら9001との整合のため、JISの訳語をできるだけ使う努力をした。この資料をご覧くださいれば各所で目につくだろう。



ISO/TC207/SC1 エキスパート 寺田 博氏

適用範囲 第一のポイント。対象とする環境側面の明確化である。今迄の「管理できかつ、影響が生じると思われる側面」という表現が誤解されやすかったようだ。規格の意図を明確にするため、改訂版は「管理できる環境側面」、管理は難しいが「影響を及ぼすことができる環境側面」とドメインを明確に分けて書いている。元来もこういう意図だった。人によっては「厳格になった」と受止められるところである。

講演：「ISO14001 規格改訂のポイント」／EMS ジャパン顧問 寺田 博氏……1～4

講演：「マネジメントシステム規格に関する最近の動向」／テクノファ代表 平林良人……4～6

【セミナー日程表】[品質・環境・労働安全・情報・IT・コンサル・M/F・地方版]……7～8

範囲の改訂には米、加などが強く反発し、「影響を及ぼすことができる範囲」には際限がないから「組織が特定した」を挿入せよと主張した。組織が特定するのは当然のこととしてそれは否決された。

ところが彼らは「組織はどのようにして要求事項を満たすかを決定する」を提案してきた。総ての要求事項に対して影響を及ぼす範囲を決めるという魂胆である。そんな背景から新しい記述となったが、追加された要求ではないことを強調しておきたい。

適合の実証については、自己宣言と第三者審査の間に中間の用途があるということ。顧客等利害関係を持つ人又はグループによる確認、外部の人又はグループによる自己宣言の確認というイメージである。

用語と定義 今までの 13 用語の定義に「監査員」、「文書」、「是正処置」、「予防処置」、「不適合」、「手順」、「記録」の 7 語が追加された。これ以外でも 9000 に近づけるため「継続的改善」に **recurring** を追加したり、ISO14031 の定義から「環境パフォーマンスは測定可能なこと」を強調するなど、定義の変更が行われている。序でながら、「文書」は 9000 の訳文「情報及びそれを保持する媒体」、非常に広い定義である。「記録」は「活動の証拠を提供する文書」、記録も文書の一つである。後ほど触れたい。

「不適合」は 9000 の定義「要求事項を満たしていないこと」を引用した。しかし 14001 には「要求事項」の定義がなく若干の戸惑いが懸念される。それには広義の要求事項、規格要求事項、法的要求事項、EMS 要求事項を含むと考えるのが良いかと思う。

EMS の範囲と実施 (4.1:A.1) 旧 4.1 は EMS の確立、維持を求めていた。今回は確立、文書化、実施、維持、継続的改善である。「文書化」は 9001 との整合であり、文書重視の意図ではなく求めるところは変わっていない。「適用範囲」の改訂には冒頭のやりとりがあった。「適用範囲を決め文書化する」、記述は新しいが従来からやられていたと思う。旧版でも附属書に類似の表現があったが、今度は一般要求事項として登場してきたものである。

適用範囲を決めることが、環境側面の範囲を決めることと受けとられないか、少し懸念される。「当社は紙・ゴミ・電気について管理する」が範囲と解されないか。くどくは申し上げないが解説版をよく

読んで頂きたい。解説には「適用範囲を決める」ことは「境界を明確にする」とある。つまり大組織の一部を EMS から外す時は説明が出来ること。境界は組織が決めるのだが、決め方次第では信頼を損なうだろう。また一度範囲を決めたらその中の活動、製品、サービス総てが管理対象になる。

環境方針 (4.2) 9001 に合わせたところは下線をした。トップマネジメントは環境方針を定め、決めた EMS の範囲内で次のことを確実にすること。

- a) 組織の活動、製品及びサービスの性質、規模及び環境影響に対して適切である。
- c) 環境側面に関連して適用可能な法的要求事項、及び組織が同意するその他の要求事項を順守するコミットメントを含む。
- f) 組織で働く、又は組織のために働く全ての人に周知する。 b),d),e),g)項は変更なし

適用範囲はシステムの要員にも関わる。旧版「従業員対象」から「組織のために働く全ての人」に。

環境側面に関する要求 (4.3.1) 著しい環境側面を決定する迄のプロセスを要求する。a)項で環境側面の特定、b)項で著しい環境側面の決定、つまり 2 ステップで要求する。適用範囲内の活動、製品及びサービスについて、管理できる側面と、影響を及ぼすことができる側面を特定し決定する。「及び」は選択が許されないという意味で「又は」から変わった。

「新規のことがあれば考慮に入れよ」、旧版ではプログラム(4.3.4)で改訂せよと書かれていた。プログラムを改訂するほどのことなら、側面の特定に遡って考えるべきだということでここに移された。側面に関する情報は「文書化と最新化せよ」となった。

旧版「目的を設定する際に著しい側面を確実に配慮」は、配慮が考慮するに変わった。特に後半顕著だが、新版は著しい環境側面に関しては総ての場面で「確実に考慮する」としている。「配慮」は情緒的で規格には相応しくないということで「考慮」とした。

consider が *take ...into account* に変わったことを契機としている。規格の解説版を熟読頂きたい。

影響を及ぼせる側面を考慮 (A.3.1) 「影響を及ぼすことができる側面」の例示が附属書にある。今迄余り取り上げられなかった自分達が使う原材料、部品、サービスや請負者・供給者等も含め影響を及

ばすことができる側面として欲しいという。

影響を及ぼせる側面(利用する物品・サービス)を考慮 A3.1

- 設計及び開発
- 製造プロセス
- 包装及び輸送
- 請負者、供給者の環境パフォーマンス及び業務慣行
- 廃棄物管理
- 原材料及び天然資源の採取及び運搬
- 運搬、使用及び使用後の処理
- 野生生物及び生物多様性

法的要求事項(4.3.2) b)項、組織の環境側面にこれらの要求事項をどのように適用するかを決定する。法的要求事項と環境側面を対比し、どの要求事項がどの環境側面に適用されるかクリアにする。著しい環境側面と同様に、法的要求事項に対しても「確実な考慮」を要求する。これも新しい記述である。

目的、目標及び実施計画(4.3.3) 環境マネジメントプログラムは目的、目標を達成するためにある。旧 4.3.3、4.3.4 項を合体し、JIS の訳では実情に合う「実施計画」を採用した。

資源、役割、責任及び権限(4.4.1) 旧版は「体制及び責任」、9001 を引用して変えた。インフラが 9001 を反映して入ったが、中身はそれ程変わらない。

力量、教育訓練及び自覚(4.4.2) 「能力」は「力量」に、タイトルは 9001 に合わせた。「自覚」と「認識」は違うという 14001 のエキスパートの意見で「自覚」を残した。9001「教育・訓練」という並列表記に対し、*training* の訳は「教育訓練」という熟語で読んで欲しいということである。ある種の仕事には力量が必要で、総ての人には自覚が必要だ。そのベースになるトレーニング、それに代るものが必要だという書き方である。

著しい環境側面と外部コミュニケーション(4.4.3) 「著しい環境側面に関する外部コミュニケーション」の要求内容を明確にした。外部コミュニケーションをするか、しないかを決定する。そして結果を文書化する。もしやると決めたら組織はその方法を確立して実施する。分かり易くなったと思う。

文書類(4.4.4) これ以降、9001 との整合のための変更点が多い。「文書類」は文書の集合体を示す。ベースは 9001 要求事項を引用、14001 式に書替え箇条書きとした。a) 方針、目的及び目標。b) 適用範囲、9001 にはないものである。c) 項は 9001 のマニュアルに対応するが表現を少し変えている。旧版

の a) 核となる要素とその相互作用、b) 関連文書の所在を合わせ、「主要な要素とその相互作用の記述及び関連文書の参照」とした。TC207 には「マニュアル」に拒絶反応があり特に米は顔色を変える程で合わせられなかった。9001 は文書、記録は別項だが、d)、e) では記録を含む文書と合体している。

文書管理(4.4.5) 9001 の書き方を引用したので、抜けたり新しいものが入ったりしている。9001 に合わせ、「文書は定期的にレビュー」の定期的が抜け、外部文書の配付管理が新たに登場して来た。

運用管理(4.4.6, A.4.6) マイナーな変更。運用と活動の違いを議論し「運用及び活動を特定…」から活動を削除。文書化された手順の要求は 4.4.6 だけになる。何故ここだけ文書化を要求するか。組織のシステム上の要求事項を日々の運用にどのように組み込むかを示すものだからである(附属書)。

緊急事態への準備及び対応(4.4.7) それ程変わらない。緊急事態が起こる前と後に分けている。態々「有害な影響」と断る訳は？影響には有益なものもある。つむじ曲りは有益な影響も予防・緩和する？と言うのだ。緊急事態に有益な影響は余り考えつかないが、予防・緩和は有害な影響だけにということ。手順のレビュー要求に「定期的に」が付いた。

監視及び測定(4.5.1) 「文書化した手順」の文書化と、「運用及び活動」の活動が取れた。言いまわして「目的・目標との適合を追跡するための情報を記録する」が「監視するための情報を文書化する」となった。「測定」と「検証」、9001 に合わせて入った。

順守評価(4.5.2) 新しい項目。中身は旧「監視及び測定(4.5.1)」最終フレーズを広げ、(1)順守評価を定期的にやって記録を残す、(2)組織が同意する他の要求事項についても同様に行う。この4桁項番は特例で、「順守」の議論から分かれたもの。米、英、加などの主張で(1)*compliance*、(2)*conformity* と分けて書くこととした。後で議長が *compliance* で調整しようだが、名残りで残ったものと思う。

不適合並びに是正処置及び予防処置(4.5.3) 議論は二転三転した。まずは正、予防どちらを先に書くかという議論。当初環境問題は予防優先が適切という考え方だった。しかし 9001 と整合がとれない。米国は予防優先の書き方は後々予防不十分とい

う訴追を受け易いと反対。結果的に旧来通りになった。

次に是正及び予防という並列表現。処置が一つか二つか解らないため是正処置及び予防処置に。

これらの議論を反映して、a)不適合の特定、修正及び緩和処置、b)是正処置、c)予防処置、d)記録、e)有効性レビュー…の内容である。

記録の管理(4.5.4) 旧版は規格への適合が際立っていた。議論の末「組織は組織の EMS 及びこの規格への適合及び達成の実証を示す為に必要な記録を…」、下線部が入った。

内部監査(4.5.5) タイトル変更、記述の整理で内容は余り変らない。附属書から「監査員の選定、監査の実施に客観性、公平性確保」が入った。9001との対比では b)項に違いがある。Q:効果的に実施されているか、E:正しく実施されているかである。

自分の仕事は監査せず…入れたかったが削除された。代案として、19011の note「小企業が監査の独立性を示すには、監査対象に責任を持たぬこと」を附属書に引用して内部監査の定義とした。

マネジメントレビュー(4.6) 9001に合わせ前文(一般)、インプット要求、アウトプット要求である。文書化要求は記録の保持に。旧版インプットは監査

の結果、変化している周囲の状況がポイントだった。中身は異なるがスタイルは 9001 に合わせた。

管理責任者が改善の提案を用意すること、組織の環境パフォーマンスが入ったことに注目。旧版にも別の定義に必要なため「環境パフォーマンス」はあった。要求事項には登場していなかったが、今度は堂々と環境パフォーマンスが使われている。アウトプットは 9001 式に箇条書きにできなかった。最後の部分が少し変わった。「EMS 要素の変更の必要性に言及する」が「EMS 要素の変更に関係するすべての決定及び処置」となった。言い回しは 9001 と同じ、決定だけではなく処置も含むということである。

改訂の評価 今回の改訂について評価してみた。要求の明確化はほぼ達成したと思う。9001 との整合性は現時点ではこれが精一杯だろう。今後の課題として、平林氏も指摘された品質と環境の改訂同期化である。その準備がぼつぼつ始まったようである。

'96 年版が出てから、新バージョンの始動までに 8 年を要した。次回もこのペースで行くならば、この間の社会情勢の変化は非常に大きいと思う。要求内容はいいか社会的ニーズに合っているか、その間の見直しが今後の課題ではないだろうか。【完】

マネジメントシステム規格に関する最近の動向

(株)テクノファ代表取締役 平林 良人

諸氏は ISO9001:1994 が発行された頃、規格の自己増殖ということが問題となったことを記憶しておられよう。その後 TC176 が関わる規格はどのような状況にあるか、最近の動向について説明したい。

'94 年版規格の増殖の件については 2000 年版以降規格を絞ることで決議され、一旦整理はされた。しかし、2000 年版との整合性で一部が生残りまた息を吹き返しつつある状況である。

STANDARDS	要 点	註
ISO/TS 16949:2000	自動車 QS9000:2000 発行済	(TS:数年内に規格化しないと失効)
ISO 9000:2000	基本及び用語	
ISO 9001:2000	要求事項	
ISO 9004:2000	パフォーマンス改善の指針	
ISO 10005:1995	品質計画作成のガイド	'94 年版生残り。整合性改訂 1 年内発行見込
ISO 10006:2003	プロジェクトマネジメントガイドライン	
ISO 10007:2003	大型製品の部品構成管理指針	「コンフィグ」、部品構成が QA の鍵
ISO 10002:2004	苦情処理取扱いのガイド	苦情処理、「顧客満足」に関するもの
ISO 10012:2003	メジャーメント M/S・要求事項	測定プロセス、測定機器
ISO/TR 10013:2001	文書作成のガイド	TR :Technical Report
ISO/TR 10014:1998	品質コスト経済性ガイド	
ISO 10015:1999	教育訓練ガイド	'94 生残り。改訂の提案あり。
ISO/TR 10017:2003	9001 のための統計的手法ガイド	
ISO 19011:2002	Q&E/MS 監査のガイドライン	品質、環境共通

資料 : ISO TC 176 PUBLISHED STANDARDS(2004 年 11 月 24 日時点)

特筆されるMS規格の動き

前頁の資料は既に発行された規格と、旧版の生残りでの改訂の動きがあるもの、改訂審議に入っているものである。始めに特筆すべき規格の動きについて説明したい。

まず、ISO/FDIS 10019(QMS コンサルタント)が来年早々にも成立する見込みである。反対が殆どないという状態で投票が集約されつつあるようだ。この規格は組織がQMS コンサルタントを評価するための基準で、ISO9000 を普及させる指導者をきちんと資格化しようということである。コンサルタント、または組織が外注や関係機関を指導する時に、最低限体得していなければならない基準をまとめたもので、2005年早々にISOになるだろう。

10001(法定外紛争)について、日本では馴染みが薄い、海外には消費者協会や産業界などが必要に迫られて作った紛争の仲裁組織が多いようである。日本でも〇〇窓口、××110番などという消費者の苦情を仲裁する機能を持つ組織はあるが、世界はその比ではないようである。それを裁判まで持ち込まず、民間の第三者が仲介して和解の落とし所を探してやれる機能を持った組織のガイドラインである。2年前TC176で決まり現在WDである。マレーシア総会でCD(commit draft)に一步前進するだろう。

10002(苦情処理)は8月規格になった。

10003(行動規範)の動き。組織には行動規範 code of conduct が定められているところも多い。私達の組織はこう考えている、社会のためにこういう仕事をする、従業員の規律をこう正して行くということである。例えばJohnson & Johnsonは、我が信条‘our company cradle’という会社創立以来の有名な信念があり、全従業員はこれを行動規範として守らなければならない。年1回、code of conductの大会を開く会社もある。そういう組織ごとのcode of conductをガイドライン化しようということがISOの中で進んでいる。余計な世話だと言う方もいるが、今回できればCDにしたいという。9000規格全体の動きの中で特筆される場所である。

ISO規格の法規制への取込み

ISOの使われ方でのトピックスである。JEAC 4111:2003、(社)日本電気協会が’03/10に作った。ISO9001規格を原子力発電における安全のための品質保証規格と

いう形に置換えている。つい先般も死亡事故を起こしてしまっただが、元はと言えば数年前のデータ隠蔽、動燃の事故、死亡事故等



テクノファ代表 平林 良人

が続く、ここにはQMSが必要ではないかと始まったものである。ISO9001がJEACという名に変わり、今電力各社が構築に取り組んでいる。

ISO 13485。これは薬事法に組込まれたもの。ISO 9001のMSが手術用品の品質保証、製品検査保証に組込まれている。

2規格とも法律に組込まれており、9001という民間の自主的規格QMSがこういう形で入り込んできたことはまさにトピックスであろう。また50年来馴染んできたJISマークも’05/10から新しくなる。JISマーク審査はQMSと一緒にして審査するという形に変わる。以上が大局的な動きである。

ISO 9001/9004の見直し

2000年版は3年経過したがマレーシア総会で、9001は修正、9004は改訂の方向でほぼ決まるだろう。9004は3年で何故改訂なのか、これは使い勝手が悪い、規格が売れない、この先の好転も望み薄で、構造を含めて全面見直すということである。

もう一つ9001、14001の改訂同期化について。TC207はすでにブエノスアイレスで決議済みで、TC176も同様に議決し、JWGを作って次回改正から9001、14001は同時期にやることとなった。

同じ言葉が異なって訳されたり内容が少しずつれたりとか、こうした不具合が消費者から指摘され、改善の方向で進めようというagendaが来ている。

ISO22000とCSRに絞って具体的な話をしたい。

食品安全

ISO 22000、タイトルは‘Food Safety Management System’要求事項。2001年、デンマーク提案で現在DIS。コペンハーゲン総会でDIS/2になるかもしれない。これは食品流通全業者

food supply chain が HACCP を実施して食品安全を確立しようというもので、FFTT(From the Farm To the Table)とも呼ばれている。農場から食卓までのチェーンで食品安全が確立されなければいけないというセンスの規格と考えるべき。

賛否はいろいろ、課題は何か。多くの国は今迄と違う部署が ISO 窓口となっているため、規格の中身が他の規格と整合性がとれない。日本も今迄は経産省が MS 規格、9001 も 14001 もやってきた。今度農水省に変わったため MS の関係者とのコミュニケーションがうまくとれていないようである。そういう課題に対して日本も含めて各国での改善が必要だと言われている。

22000 の内容、適用範囲や必要性は資料をご覧ください。'04/5 国内委員会が開催され附属書 A に対する意見集約が行われている。規格協会から DIS の対訳版が出た。ISO 専門家会議('04/6、コペン)では、附属書について課題があるということでもう一度もまれることになっており、少し足踏み状態。規格成立は'05/夏から秋頃ではないかと思う。

審査登録制度も問題だが、現在何も決まてはいない。唯一審査員の研修だけは昨年、IRCA が研修スキームを出したので、当社はじめ世界の 4、5 箇所で食品安全審査員の 5 日間研修コースが認定され、実施されている。また認定機関は何処になるのか。オランダの RvA とオーストラリアがやり始めたという話を聞いている。日本では JAB か、農林水産消費者技術センター(農水省直轄・独立行政法人)か、2 つの選択肢があると聞いている。審査登録機関の動きと同期化、また業界がどう受止め MS を構築して行くか、今後焦点になるところである。

CSR 3 年前企業の社会責任 Corporate Social Responsibility に関する規格を作ろうということに ISO/COPOLCO(消費者専門委員会)が賛成して

始まった。企業がもっと情報公開をして、社会に対する大きな責任を持つ存在であることを自覚し、日々の経営をして欲しいということである。以来、ガイドラインとしてずっと議論されてきた。2004/6/21~22 ストックホルムで CSR 国際会議が開かれ圧倒的多数で規格作成が決まった。この規格、日本は総じて産業界が反対、労働界は賛成、行政も賛成側寄りという図式でここ 2、3 年進んできている。

国際会議の発言力は規格の実績がものを言う。現在、多くの国が CSR 規格に類するものを持っている。そのため日本規格協会は鋭意 CSR 規格を審議中である。国際規格の中にこれを入れ込むように主張をするためには、国内で実施していることを実績で示さなければならないのである。

代表的なものを挙げればグローバルコンパクト(国連)、ILO 条約、コー円卓会議の企業行動指針、GRI(Green Reporting Initiative)持続可能性報告のガイドライン、OHSAS 18001/18002、BSI(英規格協会)シグマ計画、SAI(Sustainability Institute) SA 8000、麗澤大学の ECS2000、経団連の企業行動指針…。これは規格協会の資料だが、国内の CSR 規格を作る時の参考規格としてこういうものを取り上げようということでもリストアップされている。

ISO/TMB(Technical Management Board)で 6 月に決議された CSR 規格は、指針とし審査登録には使わない。会議の進め方は Twinning 方式(先進国・途上国)を採用、議長はスウェーデン/ブラジルで受持つ。CSR は大きな規格なので WG を作らず、TMB 直轄の組織で進めることになっている。CSR 規格作成には日本からも数名が指名されている。

終りに、経営に関わる MS は今も各所で議論されている。当社はお蔭様で操業 11 年目を迎えられたが、今後も常にニーズを先取りし役立つ情報を皆さんに早く紹介するよう心掛けて行きたい。【完】

『株式会社テクノファ認定 キャリア・カウンセラー(キャリア・コンサルタント)能力評価試験(1次・2次)』

初回能力評価試験に、見事 3 氏が合格！

市川 卓氏 久保知子氏 菅 典子氏

厚生労働省「転職・就職・再就職相談の専門職、5万人養成計画」に最もフィットしたプログラムです。

◆キャリア・カウンセラー養成コース：通学しやすい土日中心に 15 日間(128 時間)【次回 5 月～7 月】

◆厚生労働省職業能力開発局指定：株式会社テクノファ認定キャリア・カウンセラー(キャリア・コンサルタント)能力評価試験(1次・2次)【次回 1 次 8/6、2 次 8/20】